

交通局関係の質疑

- 多井畑東町地区のバス路線の新設について
- 通学定期券割引率拡大について
- 和田岬駅のホーム拡張について
- 海岸線活性化策について

予算特別委員会・交通局関係・2019年2月28日

多井畑東町地区のバス路線の新設について

Q 大井としひろ議員

平成31年度予算において、バス路線の新設として、検討中ではあるが、交通空白地である多井畑東町地域と妙法寺駅を結ぶ路線が、31年度中に新設されると聞いている。

本路線については、地元からの要望も強いため、評価をしている。

一方、路線が新設される以上、一人でも多くの住民の方に乗車していただくことが非常に重要と考えるが、路線が開設されるに当たって、地域の方にどのように広報・周知を行うのか。

A 交通局長

妙法寺駅前～多井畑東町～妙法寺駅前の新運行区間を路線新設予定である。多井畑東町をはじめ、周辺地域の皆様に乗車いただけるようPRに努めていきたい。



認知症の人にやさしいまち『神戸モデル』1月28日開始

認知症診断

事故救済制度 4月～ 無料で受けられる4つの安心

- 1 賠償責任保険
最高2億円の賠償責任保険への加入
- 2 コールセンター
24時間 365日対応
- 3 GPS かけつけサービス
- 4 基金金
最高3,000万円

65歳以上の神戸市民
無料
認知症と診断された場合

[受診券のお申込み・お問い合わせ]

TEL 神戸市総合コールセンター 078-333-3330 (年中無休 9:00~21:00)

詳しくはこちら http://www.kobe-ninchisho.jp

これらにかかる費用は市民のみなさまのご負担(個人市民税均等割)1人あたり年間400円)でまかないます

市政事務所



神戸市政についてのご意見・ご要望をお聞かせ下さい。

神戸市議員

大井としひろ

大井としひろ

検索

- メールアドレス ooi@kobe-001.com
- 公式ホームページ http://kobe-001.com
- おーいブログ http://blog.goo.ne.jp/kobeooi
- ツイッター KOBE_SUMA_OOI



神戸市会 NEWS VOL.81 2019.春号



安心・安全/公平・公正な街づくりに

大井としひろ

こうべ市民連合議員団
企業建設委員会委員長
神戸市議員(須磨区)

編集・発行:こうべ市民連合議員団 〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 TEL (078) 322-5844 FAX (078) 322-6161

平成31年 第1回定例会2月議会は、2月12日(火)から3月20日(水)まで開催中です。

今期の神戸市会では、企業建設委員会委員長として所管関係局である「建設局」「水道局」「交通局」を中心に議会活動を行っています。

2019年2月議会では、第2分科会に所属し、建設局関係、交通局関係の2局について、会派を代表して質疑を行いました。

建設局関係の質疑

- 須磨海浜水族・海浜公園の再整備について
- レッドゾーンの指定について
- 危険がけ応急対策助成事業について
- 森林環境譲与税(仮称)について

予算特別委員会・建設局関係・2019年2月22日

須磨海浜公園エリアの再整備について

Q 大井としひろ議員

須磨海浜水族・海浜公園の再整備については、昨年末から今年にかけて再整備に係る基本的な考え方(案)をパブリックコメントにかけ、来年度中には優先交渉権者を決定したうえで、2023年度にリニューアルされた施設等の供用開始を予定しているとのことである。

この再整備についてはこれまでも指摘してきたが、市民の方々は、水族園は経済観光局、公園は建設局、海岸はみなと総局というような所管の違いは認識していないので、関係局が連携して市としてこのエリア全体が良くなるような再整備にしてもらいたいと当局の見解を伺いたい。

A 建設局長

引き続き関係局との連携を密接に図りながら、須磨海浜公園エリア全体がより良い空間となるように取り組みを進めていきたい。

Q 大井としひろ議員

このエリアをラジオ体操など普段から気軽に使っている地域の方々も満足できる再整備にしてほしいがどうか。

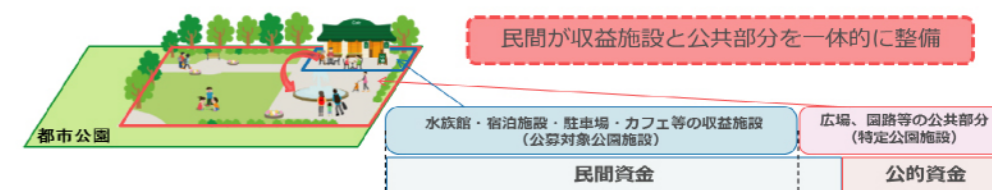
A 建設局長

ラジオ体操をはじめ日常的に公園を利用される方々のご意見を適宜お聞きし、不安なく利用を継続でき、また、より満足できる再整備に努めたい。

1. 整備手法

- (1) Park-PFI 制度について
 - ・ Park-PFI 制度では、整備の対象を「公募対象公園施設」や「特定公園施設」等に区分し、民間事業者がこれらを一体的に整備します。
 - ・ 公募対象公園施設は民間資金により整備・運営し、特定公園施設は民間資金と公的資金を合わせて整備を行います。

<Park-PFI イメージ>



- (2) 整備対象施設について
 - 整備対象施設を以下のように区分し、事業区域内においてこれらの施設の再配置について民間事業者からの提案を求めます。
 - 【公募対象公園施設】・・・水族館、宿泊施設、駐車場、カフェなどの公園利用者のためのにぎわい施設等
 - 【特定公園施設】・・・一般園地(園路、広場、遊具、植栽等)

- (3) 施設及び公園の管理
 - ・ 公募対象公園施設は、民間事業者が市から都市公園法に基づく設置管理許可を受け、施設を整備・所有し、管理運営を行います。
 - ・ 特定公園施設は、民間事業者が整備を行い、市が譲り受けることで市の所有する施設となります。
 - ・ 特定公園施設は、再整備を行う民間事業者を指定管理者として指定し、公募対象公園施設との一体的な管理運営を行っていただく予定です。

2. 事業期間

- ・ 事業期間は、工事着手日から30年を予定しています。
- ・ Park-PFI 制度では、提案された計画を「認定計画」として認定(有効期間:最大20年)し、有効期間中は設置管理許可が担保されます。
- ・ 本事業では、20年を経過する時点で改めて許可要件を満たしていることを確認した場合に、さらに最大10年間の設置管理許可を行う予定です。

(事業期間イメージ)

